

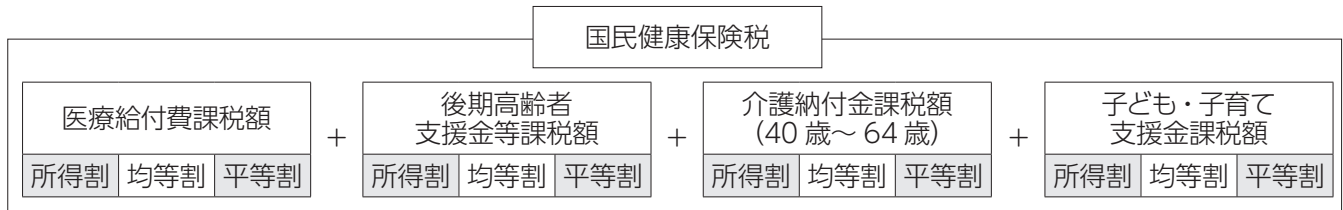
# 令和8年度 国民健康保険税の税率が決まりました

令和8年度は、医療給付費分の最高限度額の引き上げと経済動向などを踏まえ、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、国保税の軽減判定所得の見直しも合わせて行われています。国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。  
令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や全経済主体が支援金を出し合い、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。支援金は児童手当の拡充など子育て支援事業に充てられ、令和8年度から各医療保険（市町村国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療制度・被用者保険）の保険料（税）と合わせて納付することとなります。

- ④▷国民健康保険税について 役場住民税係
- ▷国民健康保険制度について 役場保険年金係

**国民健康保険税のしくみ** 国民健康保険税は、所得割・平等割・均等割で構成されています。



**国民健康保険税の計算** 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の合計が「年税額」です。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
	国保加入者の医療費のための分	75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の支援金分	介護保険事業のための分（対象者は40歳以上65歳未満）	子育て施策拡充のための分※
所得割	7.2%	2.8%	2.3%	0.27%
	(各加入者の前年分所得－基礎控除 43万円) ×各所得割率			
均等割	24,000円	8,500円	10,000円	1,027円
18歳以上平均割				61円
	加入者数×各均等割額			
平等割	26,500円	10,500円	8,000円	1,028円
	1世帯×各平等割額			
最高限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者）については、子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割が全額軽減されます。

**国保税の軽減基準（法改正により基準が変わる場合があります）**

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額	軽減割合
43万円+（給与所得者等※の数－1）×10万円 以下	7割軽減
43万円+31万円×加入者数+（給与所得者等※の数－1）×10万円 以下	5割軽減
43万円+57万円×加入者数+（給与所得者等※の数－1）×10万円 以下	2割軽減

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得（給与収入が55万円を超える）と公的年金所得を有する人（公的年金などの収入が60万円を超える65歳未満の人、または公的年金などの収入が125万円を超える65歳以上の人）です。